

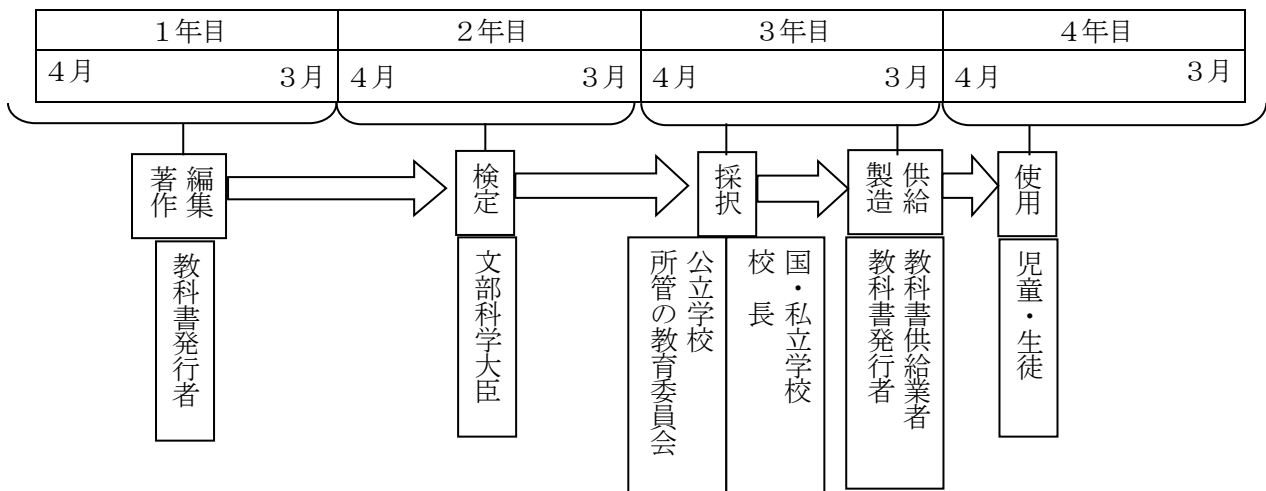
県立特別支援学校 及び 県立中学校において使用する教科用図書の採択について

学びの改革支援課

1 教科書が使用されるまで

- ・教科書は、4年の周期で検定が行われる。
- ・1年目…教科書発行者による著作・編集
- ・2年目…文部科学大臣の検定
- ・3年目…採択
 - ・公立学校 → 所管の市町村教育委員会
 - ・国立、私立 → 校長
- ・4年目…使用

【 図1 教科書が使用されるまで 】



2 小・中学校の教科書の検定・採択の周期

【 図2 義務教育諸学校、特別支援学校（小・中学部）の教科書の検定・採択の周期 】

		H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	現行学習指導要領	道徳	○	→	■			
		道徳外の各教科	▲	○	→	■		
	新学習指導要領			○	→	▲	○	→
中学校	現行学習指導要領	道徳	▲	○	→	■		
		道徳外の各教科		▲	○	→	■	
	新学習指導要領			▲	○	→	▲	→
特別支援学校・学級用一般図書		○	○	○	○	○	○	○

▲: 検定 ○: 採択 →: 使用

3 【参考】令和2年度 教科用図書の採択のながれ

〈採択を行う教科用図書〉

- 中学校用教科書（新学習指導要領）
- 特別支援学校小・中学部並びに特別支援学級用の一般図書

【4月】

- ・教科書目録の送付
- ・教科書見本の送付
- ・教科書編修趣意書の公表
- ・教科書編修関係者名簿

第1回教科用図書選定審議会（4月）

- ・採択基準審議、調査員任命
- ・調査員による調査・研究
（調査員…中学校各教科担当68名、
特別支援教育担当3名）

【4月】

- ・採択事務担当者連絡会

第2回教科用図書選定審議会（6月）

- ・選定資料審議

【6月】

[市町村(組合)立小・中学校
及び義務教育学校]

- ・選定のための資料を採択地区協議会へ送付(6月)

【7月】

採択地区協議会(12地区)

- ・構成市町村で同一の教科書を採択するため協議
- ・各地区で調査員会を設置し、県の調査資料を基に調査・研究

【8月】

市町村(組合)教育委員会

- ・教科書の採択(～8/31)
（採択地区協議会の協議結果に基づいて採択）

[県立特別支援学校小・中学部
及び県立中学校]

- ・調査研究のための資料を県立特別支援学校及び中学校へ送付(6月)

- ・学校は校内調査委員会で検討
- ↓
- ・学校は県教育委員会へ採択希望意見を提出
- ↓
- ・県教育委員会事務局内における調査検討委員会で検討

第3回教科用図書選定審議会（8月）

- ・県立特別支援学校及び中学校の採択図書に対する意見聴取

県教育委員会

- ・教科書の採択(～8/31)

採択された教科書の使用（令和3年4月～）

4 令和3年度に県立中学校及び特別支援学校〔中学部〕で使用する教科書の採択について

【県立中学校】

教科等 学校名	国 語	書 写	社 会				数 学	理 科	音 楽		美 術	保 健 体 育	技 術・家 庭		英 語	道 徳
			地 理 的 分 野	歴 史 的 分 野	公 民 的 分 野	地 図			一 般	器 楽 合 奏			技 術 分 野	家 庭 分 野		
発行者数	4	4	4	7	6	2	7	5	2	2	3	4	3	3	7	7
屋代高等学校 附属中学校	光 村	光 村	東 書	東 書	東 書	帝 国	数 研	東 書	教 芸	教 芸	光 村	大 修 館	教 図	教 図	三 省 堂	光 村
諏訪清陵高等 学校附属中学校	光 村	(東書) 三省堂	帝 国	(帝國) 山川	東 書	帝 国	東 書	(東書) 啓林館	教 芸	教 芸	光 村	学 研	東 書	東 書	三 省 堂	光 村

※1 大修館は、大修館書店を表す。

【特別支援学校】

教科等 学校名	国 語	書 写	社 会				数 学	理 科	音 楽		美 術	保 健 体 育	技 術・家 庭		英 語	道 徳
			地 理 的 分 野	歴 史 的 分 野	公 民 的 分 野	地 図			一 般	器 楽 合 奏			技 術 分 野	家 庭 分 野		
長野盲	光 村	光 村	教 出	教 出	教 出	帝 国	(学図) 数研	東 書	教 芸	教 芸	日 文	学 研	開 隆 堂	開 隆 堂	東 書	教 出
松本盲	光 村	光 村	教 出	教 出	教 出	帝 国	(学図) 数研	東 書	教 芸	教 芸	日 文	学 研	開 隆 堂	開 隆 堂	東 書	教 出
長野ろう	光 村	東 書	東 書	東 書	東 書	帝 国	啓 林 館	東 書	教 芸	教 芸	日 文	学 研	開 隆 堂	(開隆堂) 東書	(三省堂) 東書	東 書
松本ろう	光 村	光 村	東 書	東 書	東 書	帝 国	学 図	東 書	教 芸	教 芸	日 文	学 研	開 隆 堂	開 隆 堂	東 書	東 書
花田養護	光 村	光 村	東 書	東 書	東 書	帝 国	啓 林 館	東 書	教 芸	教 芸	日 文	学 研	東 書	東 書	三 省 堂	日 文
稻荷山養護	光 村	光 村	東 書	東 書	東 書	帝 国	(学図) 啓林館	(東書) 学図	教 芸	教 芸	日 文	(学研) 大日本	(東書) 開隆堂	東 書	三 省 堂	東 書
若槻養護	光 村	(東書) 光村	東 書	東 書	東 書	帝 国	啓 林 館	東 書	教 芸	教 芸	日 文	学 研	(開隆堂) 東書	(開隆堂) 東書	(三省堂) 光村	光 村
寿台養護	光 村	光 村	東 書	帝 国	帝 国	帝 国	啓 林 館	東 書	教 芸	教 芸	日 文	学 研	東 書	東 書	東 書	光 村

() 内は、現在使用している教科書

※2 知的障害特別支援学校では教育課程の編成・実施の関係上、文部科学省検定済教科書の採択は行わない。

※3 各学校の児童の実態も勘案して、文部科学省の検定を合格した教科書以外に、「検定教科書以外の文部科学省著作教科書(視覚障害者用点字本、聴覚障害者用言語指導等)」及び「学校教育法附則第9条の規定による教科書(一般図書)」の使用が認められている。

5 令和3年度に県立特別支援学校において教科用図書として使用する文部科学省著作教科書等及び一般図書の採択について

学校名	②文部科学省著作教科書 ③文部科学省検定済下学年用教科書	④「一般図書一覧」内の一般図書	⑤「一般図書一覧」外の一般図書	合計
長野盲学校	0	50	0	50
松本盲学校	0	30	0	30
長野ろう学校	14	22	2	38
松本ろう学校	0	5	0	5
長野養護学校	0	652	141	793
伊那養護学校	0	905	0	905
松本養護学校	1	949	0	950
上田養護学校	0	1,007	7	1,014
飯田養護学校	5	674	0	679
安曇養護学校	2	719	0	721
小諸養護学校	0	759	0	759
飯山養護学校	0	254	1	255
諏訪養護学校	5	691	2	698
花田養護学校	8	272	10	290
稲荷山養護学校	0	1,767	3	1,770
若槻養護学校	0	6	30	36
寿台養護学校	6	532	0	538
木曾養護学校	0	107	0	107
採択希望合計	41	9,401	196	9,638
不採択数	0	0	28	(28)
採択図書数	41	9,429 ^{※4}	168	9,638

※4 ⑤「一般図書一覧」外一般図書のうち、不採択図書の28冊は、④「一般図書一覧」内一般図書の中から採択となるため、採択希望合計9,401冊に28冊を加えた数となる。

【参考1】 特別支援学校・学級用 教科書及び一般図書の採択について

(1) 特別支援学校及び特別支援学級では、個々の児童生徒の実態に応じて以下の教科書を採択できる。

① 文部科学省検定済教科書
② 文部科学省著作教科書 ※
③ 文部科学省検定済 下学年教科書
一般図書（絵本等）
④ 文部科学省作成の「一般図書一覧」にある一般図書（絵本等）
⑤ ④以外の一般図書（絵本等）

※ 文部科学省著作教科書

子どもの障がいの状態に合わせて文部科学省が作成した教科書。視覚障害者用の点字教科書、聴覚障害者用の言語指導や音楽の教科書、知的障害者用の国語、算数、音楽の教科書がある。

(2) 上記⑤の一般図書（絵本等）採択時の留意事項

- ① 児童生徒の障がい・程度、能力・特性に最もふさわしい内容のものが適切である。
- ② 教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切である。
- ③ 上学年で使用する教科書との関連性や、採択する図書の間系統性にも配慮する。
- ④ ビデオテープやジグゾーパズル型等、図書としての体裁をなしていないものは不適切である。
- ⑤ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、あまり高額なものにならない。
- ⑥ 現在も発行を継続中かどうかも十分確認する。

【参考2】特別支援学校における教科書採択の例

特別支援学校及び特別支援学級では、個別の指導計画をもとに児童生徒の現在の学習が最も効果的に行うことができる教科書を採択している。

<A校小学部B児>

教科	教科書名
国語	(① 文部科学省検定済教科書)
社会	④ 「一般図書一覧」内 「いちばんわかりやすい 小学生のための学習日本地図帳」
算数	(① 文部科学省検定済教科書)
理科	⑤ 「一般図書一覧」外「はっけんずかん どうぶつ改訂版」
音楽	(① 文部科学省検定済教科書)
図画工作	④ 「一般図書一覧」内「作ってみようリサイクル工作68」
家庭	④ 「一般図書一覧」内「新・こどもクッキング」
道徳	(① 文部科学省検定済教科書)

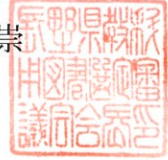
※ ①～⑤は【参考1】(1)表を参照

令和2年8月11日

長野県教育委員会 様

長野県教科用図書選定審議会

会長 水口 崇



義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関する指導・
助言及び援助の内容について（答申）

令和2年4月17日付けをもって諮問された下記事項について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

次の県立義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択にあたって、長野県教育委員会事務局内調査検討委員会が行った選定結果は適当であると認める。

- (1) 県立中学校及び県立特別支援学校中学部において使用する中学校用教科書
- (2) 県立特別支援学校小・中学部において教科用図書として使用する一般図書